

## 第2 栃木県議会議員の皆様へのご質問

- 1 前記のとおり、栃木県は、前記訴訟において、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」は、県が廃棄物処理に関する行政指導を行う際の準則であり、飽くまでも行政内部の指針に過ぎないものであると主張しましたが、皆様の同要綱に関するご理解は、この県の主張と同じでしたか？

ア 同じである。      イ 違う。

- 2 (前記1でイと回答された方に対して)県は、「指導要綱が行政の内部指針に過ぎないものである」という主張しましたが、あなたはどのように考えていましたか？また、県がこのような主張をしたことについて、どのように考えますか？

ご回答

- 3 「指導要綱が行政の内部指針に過ぎないものである」という現状があるとした場合、このような状況について、どのようにお考えですか？

ア 現状のままでいい      イ 改善の必要がある

- 4 (前記3でイと回答された方に対して)それでは、今後、どのような改善を行っていくことが望ましいと考えられますか？

ご回答

- 5 栃木県は、令和5年10月24日の、「宇都宮地裁の判決を破棄し、同地裁に差し戻す」、という東京高裁の判決に対し、最高裁に上告をしましたが、このような栃木県の態度について、どのようにお考えですか？

ア 賛成である      イ 反対である。

その理由をお書きください

事案が複雑なため、形式的な審査も重要と考えるが



6 その他、この廃棄物行政や、指導要綱の抱える問題について、お考えになっていることがありましたら、ご自由にお書きください。

ご意見

住所 〒 321 - 0954

栃木県 宇都宮市 元今泉 5-1-1

氏名

小池 篤 史

電話番号

028 - 613 - 8500